

平成 28 年 3 月 15 日

廃棄物受入規程の改正のおしらせ

平素は、大阪湾広域臨海環境整備センターをご利用いただきありがとうございます。
平成 28 年 3 月 15 日に当センター廃棄物受入規程を改正しましたのでお知らせいたします。

平成 28 年 3 月 15 日以降の廃棄物の受入につきましては以下のとおり変更となりますので
よろしくお願い申し上げます。

1 改正の内容

廃棄物の受入基準のうち、判定基準を一部変更します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）の一部を改正する省令が平成 27 年 12 月 25 日に公布され、平成 28 年 3 月 15 日から
施行されました。

今回の改正では、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」のうち、
「カドミウム又はその化合物」の基準が改正されております。

当センターの判定基準の根拠となっているため、省令の改正に合わせて当センター
廃棄物受入規程を改正するものです。

2 判定基準の変更内容

判定基準

項 目	判定基準値	
	改正前	改正後
カドミウム又はその化合物	<u>0. 1</u> mg / L 以下	<u>0. 0 9</u> mg / L 以下